

## はじめに

栃木県保健環境センターは、保健衛生と環境保全分野の技術的な中核機関として、国や地方衛生・環境研究所などと連携・協力し、試験研究、技術的支援及び情報提供を行うとともに、特に健康危機管理に対応するため研究体制の充実、行政と連携した迅速な検査や情報の収集・提供を進めております。

本年を振り返りますと、環境分野では、水銀の人為的排出から人の健康及び環境の保護を目指す「水銀に関する水俣条約」が8月16日に発効され、水銀汚染防止法や改正大気汚染防止法等の施行により、水銀の使用から廃棄までの適切な管理及び排出の削減の法整備がされました。また、美しく豊かな自然を守り山の恵みに感謝して、次の世代に引き継ぐことを目的に、本年8月に第2回「山の日」記念全国大会が本県那須町で開催され、多くの方に参加いただきました。

保健分野では、刻み海苔を原因としたノロウイルスによる食中毒、海外から持ち込まれた麻しんの集団感染や腸管出血性大腸菌による広域感染などの感染症事例が大きく注目されました。本県でも、腸管出血性大腸菌感染症をはじめ、多くの感染症事例が発生しており、当センターでは、搬入された検体の検査を迅速に行い、行政と連携し蔓延防止に努めました。

今後も、県民の健康と安全な生活環境の確保を目指して参りますので、関係各位の一層の御指導、御支援をよろしく申し上げます。

このたび、平成28年度に実施した業務を取りまとめ「栃木県保健環境センター年報第22号」を作成いたしました。御高覧の上、忌憚ない御意見をいただければ幸いです。

平成29年11月

栃木県保健環境センター

参事兼所長 郡司 明夫